

平成26年 第2回大分市教育委員会会議録

1. 日 時 平成26年3月3日(月)
午後2時30分～午後5時26分
2. 場 所 大分市役所第2庁舎6階 教育委員室
3. 出席委員 一番委員 足立 一馬
二番委員 大久保 真理子
三番委員 角山 光邦
四番委員 高橋 英子
五番委員 小林 達也
4. 出席事務局職員
教育部長 玉衛 隆見 教育部教育監 三浦 享二
教育部参事 菅 章 次長兼教育総務課長 房前 武男
次長兼教育企画課長 奈須 寿郎 次長兼教育指導課長 江藤 郁
次長兼人権・同和教育課長 藤澤 淳一 次長兼生涯学習課長 倉原 洋
美術館副館長兼美術振興課長 増田 真由美 学校施設課長 後藤 康人
スポーツ・健康教育課長 薬師寺 和美 青少年課長 有馬 徹
文化財課長 塔鼻 光司
5. 書記
教育総務課参事補 足立 秀雄 教育総務課主査 水田 寿憲
教育総務課主任 谷矢 啓良
6. 傍聴人 1名
7. 議 題
(1) 議案審議
(教議第6号) 平成25年度3月補正予算について
(教議第7号) 平成26年度当初予算について

- (教議第8号) 平成26年度大分市高等学校修学支援奨学生の決定について
- (教議第9号) 県費負担教職員の処分の内申について
- (教議第10号) 県費負担教職員の処分について
- (教議第11号) 大分市公民館長の任命について
- (教議第12号) 大分市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
- (教議第13号) 大分市教育委員会公印規則の一部改正について
- (教議第14号) 大分市学校支援センター管理規則の一部改正について
- (教議第15号) 大分市立学校職員の給与に関する条例の一部改正について
- (教議第16号) 大分市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について
- (教議第17号) 大分市奨学資金に関する条例の一部改正について
- (教議第18号) 大分市公民館運営審議会委員の委嘱について
- (教議第19号) 大分市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について
- (教議第20号) 大分市立学校管理規則の一部改正について
- (教議第21号) 特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償に関する条例の一部改正について
- (教議第22号) 大分市教育センター管理規則の制定について
- (教議第23号) 大分市営陸上競技場条例施行規則の一部改正について
- (教議第24号) 大分市いじめ問題第三者調査委員会条例の制定について
- (教議第25号) 大分市児童生徒支援室設置規則の制定について
- (教議第26号) 大分市教育委員会事務局子ども教育相談センター設置規則の全部改正について

(2) 報告事項

- ①平成25年度定期監査結果の報告について
- ②第4回大分市子ども・子育て会議に係る報告について

- ③今市小学校等の公有財産有効活用検討委員会作業部会の開催について
- ④城南小学校・植田東中学校のプール改築について
- ⑤（仮称）大分市アリーナ構想について
- ⑥大分市指定有形文化財の新規指定について
- ⑦府内城城下町散策ルートマップについて
- ⑧戦国時代三都市講演会について
- ⑨平成25年度美術品収集について

8. 会議の概要

委員長 ただいまより、平成26年第2回大分市教育委員会を開会いたします。 （午後 2時 30分 開会）

委員長 会議に先立ち署名委員を4番委員、5番委員にお願いします。
それでは、ただ今より、議案審議に入ります。教議第6号「平成25年度3月補正予算について」を議題といたします。

委員 委員長、教議第6号並びに教議第7号、教議第8号、教議第9号、教議第10号及び教議第11号を審議するにあたり発議があります。

委員長 許可します。

委員 教議第6号「平成25年度3月補正予算について」、教議第7号「平成26年度当初予算について」につきましては、本委員会の意思形成過程の段階にある案件であり、外部に公表しますと誤解を招く恐れがあること、教議第8号「平成26年度大分市高等学校修学支援奨学生の決定について」につきましては、個人情報保護に関する案件であること、また、教議第9号「県費負担教職員の処分の内申について」、教議第10号「県費負担教職員の処分について」、教議第11号「大分市公民館長の任命について」につきましては、人事に関する案件であることから、審議を秘密会とす

ることを発議いたします。

委員長

ただいま、委員から教議第6号から教議第11号の6議案について審議を秘密会とするとの発議が出されましたが、秘密会とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

全委員

(挙手)

委員長

全委員賛成と認め、教議第6号から教議第11号の議案の審議は秘密会とします。

なお、議案の説明及び審議等について長時間を要すると思われるので、残りの議案を審議したのち、秘密会の議案審議等を行うことといたしますが、皆さんよろしいでしょうか。

全委員

(了承)

委員長

それでは次に、教議第12号「大分市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

次長兼

教議第12号「大分市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

教育総務課長

平成25年第12回の定例教育委員会でご報告いたしました機構改革につきまして、「大分市教育センター」の開設にあわせ組織を再構築するため、規則の一部改正を行うものでございます。

具体的には、「教育指導課」、「生涯学習課」の課名を市民に分かりやすいよう、「学校教育課」、「社会教育課」に変更し、また青少年課で行っておりました事務につきましては、今まで以上に家庭や地域、学校との連携・協力を図り、より効率的に行えるよう、学校教育課、社会教育課及び教育センターで分担して行うこととし、青少年課を廃止するものでございます。

なお、教育機関等としまして「教育センター」を追加し、現在生涯学習課が所管しております「情報学習センター」につきましては、平成26年度から管理・運営を指定管理者に委託し、「のつ

はる少年自然の家」は青少年課から社会教育課へ所管替えするものでございます。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは採決いたします。教議第12号は原案のとおり決定することに
ご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

委員長 それでは次に、教議第13号「大分市教育委員会公印規則の一部
改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

次長兼 教議第13号「大分市教育委員会公印規則の一部改正につい
教育総務課長 て」ご説明申し上げます。

本件は、平成26年度の機構改革における大分市教育センターの設置に伴い、大分市教育センター所長印を新たに追加しようとするものでございます。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは採決いたします。教議第13号は原案のとおり決定することに
ご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

委員長 それでは次に、教議第14号「大分市学校支援センター管理規則の一部
改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

次長兼 教議第14号「大分市学校支援センター管理規則の一部改正に
教育総務課長 ついて」ご説明申し上げます。

本件は、教育長に委任されている事務について、学校支援センター所長の専決事項として規定しているものの一部について、所長に委任する事項として新たに規程を制定したいことから、所要の改正を行おうとするものでございます。

具体的には、県費負担教職員の手当等の認定に関する事務について、本規則から削除し、新たに「教育長の権限に属する事務の一部を大分市学校支援センター所長に委任する規程」を制定し、これまで教育長名で事務処理を行っていたものについて、学校支援センター所長名で事務処理を行わせようとするものでございます。また、今市小学校の廃校に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは採決いたします。教議第14号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

委員長 それでは次に、教議第15号「大分市立学校職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

次長兼 教議第15号「大分市立学校職員の給与に関する条例の一部改
教育総務課長 正について」ご説明申し上げます。

本件は、幼稚園教諭の給料について、県の義務教育諸学校の教育職員に適用される職員の給与に関する条例の改正に準じ、改正しようとするものでございます。

具体的には、職員が勤務しないときの、減額する勤務1時間当たりの給与額の算出方法を改正するものでございます。

現行では、勤務1時間当たりの給与額の算出に用いる勤務日数には休日の日数が反映されておりましたが、改正後は、休日の日数を反映して勤務1時間当たりの給与額を算出するものでございます。

この改正により、減額する額が増えることとなります。

今回の改正は以上ですが、本委員会でご決定いただき、第1回市議会定例会での審議・決定を経て、平成26年4月1日から施行しようとするものであります。

以上でございます。

委員長

ご質問などありませんか。

委員

どのくらい額が変わるのでしょうか。

次長兼

教育総務課長

現行の算出方法は、分母が1週間あたりの勤務時間に52週をかけたもので、分子が給与月額かける12月でございます。改正後では、分子は変わりませんが、分母が1週間あたりの勤務時間に52週をかけたものから、規則で定める時間を引くこととなります。この規則で定める時間は、国民の祝日に関する法律に規定する休日と12月29日から1月3日までの日数を引くことになり、分母の方が小さくなることから、額が上がります。仮に給与月額が30万円の場合、現行1時間あたり1,787円ですが、改正後では、1,912円となります。

委員長

他にご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは採決いたします。教議第15号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

委員長 それでは次に、教議第16号「大分市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

次長兼 教育企画課長 教議第16号「大分市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

本件は、今市小学校の廃止に伴い、小学校及び中学校の通学区域の改正を行おうとするものでございます。

今市小学校については、平成25年12月13日の大分市議会において、平成26年4月1日付けで廃止とする大分市立小学校設置条例の一部改正が承認されました。

今市小学校区の児童につきましては、平成21年度に休校として以来、野津原西部小学校に編入しておりましたが、今市小学校の廃止を受け、野津原西部小学校が指定校となります。

今回の一部改正は、別表の中の今市小学校を削除し、野津原西部小学校の通学区域に、今市小学校の通学区域を新たに加えようとするものでございます。

本委員会でご決定いただき、平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは採決いたします。教議第16号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

委員長 それでは次に、教議第17号「大分市幼稚園条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

次長兼
教育企画課長 教議第17号「大分市幼稚園条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

本案につきましては、市立幼稚園に就園する第2子以降の園児について、保育料の負担軽減を拡充しようとするものであります。

国においては、平成26年度から、幼稚園在園児の兄又は姉が、小学校1年生から3年生である場合においても、所得にかかわらず、第2子の保護者負担を半額に、第3子以降の場合は無償とする方針を示しました。

本案につきましては、現在、同時就園の場合のみに適用している大分市立幼稚園の保育料保護者負担の軽減を、この国の方針に沿って拡充しようとするものであります。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

委員 資料の方では、「対象幼児」となっていますが、良いのでしょうか。

次長兼
教育企画課長 失礼しました。資料の方で、「対象幼児」となっているのは、「対象児」の誤りでございます。

委員長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは採決いたします。教議第17号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

委員長 それでは次に、教議第18号「大分市奨学資金に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

次長兼
教育企画課長 教議第18号「大分市奨学資金に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

本市では、現在、高校生又は大学生を対象とする貸与型の奨学資金のほか、返還を要しない贈与型の奨学資金など、3つの異なる奨学資金制度を実施しております。

この内、高校生を対象とする贈与型の「大石奨学資金」及び「大分市高等学校修学支援奨学資金」につきましては、「大石奨学資金」が、平成26年度から順次募集停止になり、平成28年度には、両制度とも廃止となります。

こうした中、教育の機会均等の観点から、未来を生きる子どもたちが、経済的理由により高等学校への進学や進級を断念することがないように、平成26年度から新たな贈与型の奨学資金制度を創設いたしたいと考えております。

これは、高校進学を目指す市内の中学3年生を対象に、高校に入学する前年度の1月に募集し、3月下旬に奨学生を決定、奨学資金を給付しようとするもので、支給金額につきましては、高校入学時の支度金として10万円、各学年進級時及び卒業時にそれぞれ5万円を一時金として支給いたします。募集人員は各年度5名を予定しております。

なお、本件につきましては、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、第1回市議会定例会での審議・決定を経て、平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

委員 募集人数は今までより少なくなるのでしょうか。

次長兼
教育企画課長 贈与型の奨学資金制度は、これまで2つありましたが、寄付者の意向により、大石奨学資金は27年度に終息することになり、新たな募集をしないことから、来年度からは大分市の財源を用いて、新たに贈与型の奨学資金制度を創設しようとするものでございまして、募集人数については、27年度までの募集期間の中では、減員にはなりません。

委員長 他にご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは採決いたします。教議第18号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

委員長 それでは次に、教議第19号「大分市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

次長兼
教育指導課長 教議第19号「大分市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について」ご説明申し上げます。

学校運営協議会制度いわゆるコミュニティ・スクールは、保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参画する

ことにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となってよりよい教育の実現に取り組むことを目的として、平成16年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により導入された制度でございます。

本件は、平成26年度から学校評議員制度に代わり、一部の小、中学校において導入する学校運営協議会制度について、その目的や役割、組織や会議などに関する必要な事項を規定しようとするものでございます。

本委員会でご決定いただき、平成26年4月1日から施行しようとするものであり、平成26年度については、竹中小学校及び竹中中学校へ設置しようとするものでございます。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

委員 学校運営協議会の権限はどうなっていますか。

次長兼
教育指導課長 第4条「基本的な方針について承認する。」第5条「運営に関する事項について教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。職員の採用その他の任用に関する事項について任命権者に対して意見を述べることができる。」といったことが権限となっています。

委員長 竹中小学校と竹中中学校の両方に同じ委員さんが所属する場合があります。あってもいいのでしょうか。

次長兼
教育指導課長 これまでも、学校評議員制度のなかで、同じ委員さんで、二つの学校に所属する場合があります、二つの学校の会議は、一緒に行っています。

委員 他市の事例で、教職員の人事に関することでトラブルが生じた

という事例があったということを知りましたが、そういった課題はないのでしょうか。

次長兼
教育指導課長 教育委員会や校長に対して、人事に関する事項について意見を述べるができることになっていますが、学校評議員の任命は教育委員会の責任で行いますので、協議会及び設置校の運営に支障が生じるような場合は、委員を解任することができます。また、事前にそういったトラブルが生じないように対応したいと考えています。

委員 今後、新たに設置する場合は、教育委員会が学校を選んで指定していくのでしょうか。

次長兼
教育指導課長 今後は、学校からの希望をもとに、教育委員会の方で指定していくこととなります。また、今後の見込みとしては、国の方としては、全公立小中学校の1割程度を指定したいという目標があり、大分市でも平成28年度までに1割程度設置したいと考えています。

委員長 他にご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは採決いたします。教議第19号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

委員長 それでは次に、教議第20号「大分市立学校管理規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

次長兼
教育指導課長 教議第20号「大分市立学校管理規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

本案につきましては、さきほど教議第19号でご説明申し上げました学校運営協議会制度の導入に伴い、大分市立学校管理規則について、所要の改正を行おうとするものでございます。

具体的には、学校評議員の設置について定めている条文に、学校運営協議会を設置する学校におけるその扱いについて、ただし書きを加えるものでございます。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは採決いたします。教議第20号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

委員長 それでは次に、教議第21号「特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

次長兼
教育指導課長 教議第21号「特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

本案につきましては、さきほど教議第19号でご説明申し上げました学校運営協議会制度の導入に伴い、特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償に関する条例について、所要の改正を行おうとするものでございます。

具体的には、学校運営協議会委員の報酬額について、別表中に追加するものでございます。

以上でございます。

委員長 他にご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは採決いたします。教議第22号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

委員長 それでは次に、教議第23号「大分市営陸上競技場条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

スポーツ・健康教育課長 教議第23号「大分市営陸上競技場条例施行規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

本件は、様式第4号「大分市営陸上競技場使用回数券」中の「一般用 1, 360円」、「小、中、高校生用 630円」のそれぞれの金額表記を除き、空欄に改めようとするものでございます。

使用回数券の額については条例により定められており、昨年11月定例の本委員会において、消費税法等の改正に伴う料金改定について既にご承認いただいております。

使用回数券の金額表記を除くことにより、使用料改定の際に生じる印刷製本に係る経費を節減しようとするものでございます。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

委員 使用料が空欄になっていますが、金額はどのように示すのですか。

スポーツ・健康教育課長 回数券については窓口で発行しますので、使用料の欄にゴム印を押して発行いたします。

委員長 他にご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは採決いたします。教議第23号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

委員長 それでは次に、教議第24号「大分市いじめ問題第三者調査委員会条例の制定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

青少年課長 教議第24号「大分市いじめ問題第三者調査委員会条例の制定について」ご説明申し上げます。

本件は、昨年6月に制定された「いじめ防止対策推進法」の第28条第1項に規定する、いじめにより生命や心身、または財産に重大な被害等が生じるような重大事態が発生した場合に、事実関係を明確にするための調査等を行う組織に関する条例を制定しようとするものであります。

なお、委員につきましては、本市ですでに設置しております、「大分市いじめ不登校等対策協議会」と「大分市学校問題解決支援チーム」の構成員であります、医師や弁護士、臨床心理士、大学教授などの方々の中から5名以内で委嘱することとしております。

以上のことについて、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、第1回定例会での審議・決定を経て、平成26年4月1日より施行しようとするものであります。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

委員長 他にご質問がなければ私から質問させていただきます。いじめ

不登校対策協議会や学校問題支援解決チームはそのまま継続することになるのでしょうか。

青少年課長 そのまま継続することになります。

委員長 他にご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは採決いたします。教議第24号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

委員長 それでは次に、教議第25号「大分市児童生徒支援室設置規則の制定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

青少年課長 教議第25号「大分市児童生徒支援室設置規則の制定について」ご説明申し上げます。

本件は、教育委員会事務局の機構改革に伴い、青少年課が廃止され学校教育課内に「児童生徒支援室」が設置されることによるものであり、職員や分掌事務など、「児童生徒支援室」の管理、運営その他必要な事項について規定しようとするものであります。

本委員会でご決定いただき、平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは採決いたします。教議第25号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

委員長 それでは次に、教議第26号「大分市教育委員会事務局子ども教育相談センター設置規則の全部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

青少年課長 教議第26号「大分市教育委員会事務局子ども教育相談センター設置規則の全部改正について」ご説明申し上げます。

本件は、教育委員会事務局の機構改革に伴い、青少年課が廃止され、大分市子ども教育相談センターの分掌事務が、大分市教育センター内の「大分市教育相談・特別支援教育推進室」に移管されることによる全部改正であり、職員や分掌事務など、「大分市教育相談・特別支援教育推進室」の管理、運営その他必要な事項について規定しようとするものであります。

本委員会でご決定いただき、平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

委員 適正就学は、これまでは教育指導課で行っていたと思いますが、これからは教育センターで行うということでしょうか。

次長兼
教育指導課長 いじめに関することや特別支援教育に関する相談を含めて、教育における相談業務は教育センターに統合し、適正就学についても教育センターで行うことにより、効率的に業務を行おうとするものでございます。

委員 市民に対する広報はどのように行うのでしょうか。

次長兼
教育指導課長 市報、ホームページ、学校からのお知らせ、記者会見など、あらゆる手段を用いて広報してまいります。

委員長 他にご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは採決いたします。教議第26号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、報告事項の説明を求めます。

次長兼 報告事項1点目「平成25年度定期監査結果の報告について」

教育総務課長 ご報告申し上げます。

大分市監査委員から、26年2月12日付けで、本年度実施した定期監査の結果について大分市教育委員会教育委員長あて報告がございました。

1の監査の対象及び監査の期間でございますが、小学校17校、中学校7校、幼稚園6園を対象に平成25年4月1日から平成25年9月30日に係る支出負担行為等の経理事務、物品の管理事務および施設の維持管理事務について、平成25年10月28日から平成26年1月27日の間に監査が実施されました。

監査の結果については、38ページをご覧ください。対象の学校名については、表のとおりでございます。

(1)の支出負担行為等の経理事務については、特に指摘事項はございませんでした。

次に、(2)の物品の管理状況について、①の備品の管理状況については、「長期にわたり使用していない備品については学校間で調整するなど、より有効に活用されるよう要望する。併せて、今後使用見込みのない不要な備品についても必要な手続きを行うよう要望する」との要望事項がございました。

続いて②の刃物類、危険工作器具等危険物品の保管状況については、特に指摘事項はございませんでした。

③の薬品類の保管状況については、「敷戸小においてグラム表示で管理すべきメタノールをリットル表示で管理していたもの」、また、「植田東中において、過酸化水素水を施錠設備のない場所に保管していたもの」が見受けられたので、適正な管理に努められたいとの指導がございました。

次に、(3)の施設の管理状況について、①の施設の警備状況については、「賀来小、横瀬西小、大在小、荏隈小、敷戸小、寒田小、城南中において消灯、施錠等が適正に行われていないもの」、また、「西の台小、植田小、宗方小、城東中、植田中において、前年度に引き続き消灯、施錠等が適正に行われていないもの」が見受けられたので、適正な管理運営に努められたいとの指導がございました。

②の施設の使用許可事務について、「賀来小、横瀬西小において学校長が許可できないプールの使用を許可していたもの」、また、「同校で、学校長が許可できない時間帯で運動場等の使用を許可していたもの」が見受けられたので、適正な使用許可事務に努められたいとの指導がございました。

③の受水槽当設備の維持管理状況については、特に指摘事項はございませんでした。

以上でございますが、指摘を受けた学校長に対しては、教育長から厳しく指導したところでございます。

以上でございます。

委員長

ご質問などありませんか。

委員

学校長が許可できないプールの使用を許可していたというのは

どうかでしょうか。

学校施設課長 夏休みにおける当該校の児童によるプール使用に対して、本来は使用許可事務の必要がなかったにも関わらず、使用許可事務を行っていたものでございます。

委員長 他にご質問はございませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは、次の報告事項の説明を求めます。

次長兼 報告事項 2 点目「第 4 回大分市子ども・子育て会議に係る報告
教育企画課長 について」ご報告申し上げます。

2 月 2 7 日に行われました、第 4 回大分市子ども子育て会議につきまして報告いたします。

お手元の「第 4 回大分市子ども・子育て会議に係る報告」の「2. 会議の概要」をご覧ください。

会議は議事の①から③に沿って進められました。今回の会議においては、議事の②『「(仮称) すくすく大分っ子プラン」事業計画(案)について』を中心にご審議いただいております。次の 3. には、本プランの構成を載せてありますのでご覧ください。

本プランは大きく 3 部で構成されており、Ⅰ部は「総論」、Ⅱ部は「各論」、Ⅲ部は「資料編」で構成されております。

前回の第 3 回会議においては、本プランの全体像とともに、第Ⅰ部「総論」についてお諮りしており、主なものとして、第 1 章においては計画策定の趣旨や策定方法、計画の位置づけを、第 3 章においては本市の子育て支援の目指す姿を基本理念として示すとともに、計画を進める上での観点を基本的な視点として提示し、ご審議いただきました。

今回の第 4 回会議では、第Ⅱ部「各論」の中の第 1 章、「施策体

系と取組・事業」についてお諮りいたしました。施策の体系として、「生まれる前から乳幼児期の支援」、「子どもの育ちや自立への支援」、「配慮を要する子どもへの支援」、「社会全体での支援」の大きく4つの分野に分け、各施策分野の現状と課題とその解決に向けた取組や具体的な事業を整理し、ご意見を頂いたところであります。

また、この第1章部分に関しましては、事業が多岐にわたることから、引き続き次回以降の会議においても審議いただく予定であります。

なお、本プランの柱の一つである、第2章部分、「子ども・子育て支援法にかかる実施計画」については、第2回会議において教育保育の提供区域を決定した以外、教育・保育の量の見込みや提供体制などにつきまして、第5回以降の会議でお諮りするようしております。

最後に、「4. 当面のスケジュール」をご覧ください。

前回の報告において説明いたしました、アンケート調査結果のクロス集計についてでございますが、まだ継続して作業をしており、今回の第4回会議においては結果をお示しいたしておりません。次回以降、第2章部分と併せてお示しすることになります。

その他今後の主な動きに関しましては、前回の報告から大きな変更点はございません。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは、次の報告事項の説明を求めます。

学校施設課長 報告事項3点目「今市小学校等の公有財産有効活用検討委員会

作業部会の開催について」ご報告申し上げます。

今市小学校は、平成26年4月1日を持ちまして廃校となりますが、校舎等の跡利用につきまして、土地及び建物の有効活用を効果的に推進するための協議の場である「大分市公有財産有効活用等庁内検討委員会作業部会」を2月28日に開催し、「作業部会案」を取りまとめるよう、着手いたしました。

関係課として、全庁的な総合調整機能を有する企画課、公有財産を総括する管財課、所管課である青少年課及び学校施設課の4課での開催となりましたが、今後必要に応じて他部局の参加をいただく中で検討を行ってまいります。

また、先月ご視察いただきましたが、近接施設として「今市健康増進センター」や「旧今市幼稚園」がございます。

さらには、施設の老朽化が懸念される「いまいち山荘」につきましても、作業部会での検討対象財産とし、一体的な利用方法について、今後あわせて検討してまいります。

なお、この「作業部会案」を取りまとめた後には、「大分市公有財産有効活用等庁内検討委員会」に移行し、「有効活用方針案」を取りまとめることといたしております。その後、最終的には「大分市公有財産有効活用等検討委員会」において、「有効活用方針」を決定することとなります。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは、次の報告事項の説明を求めます。

学校施設課長 報告事項4点目「城南小学校・植田東中学校のプール改築について」ご報告申し上げます。

城南小学校と植田東中学校のプール改築工事の入札につきましては、入札参加制限の緩和や入札参加条件を変更して、平成25年9月と10月に2回入札を行いました。消費税引き上げ前の民間建築工事の増加と、それに伴う技術者や型枠工・鉄筋工等の下請け業者の不足により、応札者が無く入札不調となりました。

しかし、今年1月に県の建築単価と労務単価の引き上げがあり、それに伴う設計単価や仕様を見直し、1月末に3回目の入札を行ったところ、2校とも7社の応札があり、城南小学校は菅組、植田東中学校は平和建設が落札し、先月、契約締結ができたところです。

今後につきましては、2月下旬から8月中旬まで工事を行い、工事完了検査後の9月から供用開始する予定としております。

プールの授業につきましては、2校ともプール完成後の2学期に授業を予定しているところですが、植田東中学校の場合、水泳部がありますので代替措置として大分大学や植田南中学校のプールを借りる方向で現在調整しております。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは、次の報告事項の説明を求めます。

スポーツ・健康教育課長 報告事項5点目「(仮称)大分市アリーナ構想について」ご報告申し上げます。

(仮称)大分市アリーナ構想(案)の概要についてご説明申し上げます。

去る1月27日に7回目の策定委員会を開催し、原案について、パブリックコメントを実施いたしました。

パブリックコメントでのご意見を踏まえ、3月中に市長に答申の予定をしています。

大分市内、県内スポーツ施設の現状、課題を踏まえて考え方をまとめています。

まず、(1)の大規模スポーツ施設としての考え方としては、「競技スポーツ施設」としての考え方、「市民のための生涯スポーツ施設としての考え方」、「スポーツ文化醸成の場としての考え方」、「コンベンション施設としての考え方」の4点をあげています。

(2)の本市に求められるアリーナ施設の機能は、大きく4つに分け、「メインアリーナ」、「サブアリーナ」、「専用武道場」、「その他の機能」とし、メインアリーナは、スポーツ大会としての使用で、バスケットボールコート4面を確保することを基準として、他の面数を想定しています。

(3)立地条件の検証では、本市中心部、郊外地を想定し、メリットやデメリットについて検証しています。

最後に、県においても武道館を含めた県立のスポーツ施設の在り方について検討する検討委員会を設置することを示していることから、本市のアリーナ施設単体だけでなく、県の方向性を踏まえながら、それぞれの施設が果たす役割を明確にし、アリーナの在り方を検討することが必要になってくるとの考え方を示しております。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

委員 予算はどのくらいかかるんでしょうか。

スポーツ・健康教育課長 建設場所をどこにするか、またどのくらいの規模で建設するかによって大きく変わってくるんですが、例えば鹿児島アリーナのよ

うな規模で建設すれば、約100億円程度の予算が必要になります。

委員 コンサート会場というのは、どのくらいの規模を考えているのですか。

スポーツ・健康教育課長 コンベンション機能を設けた方がよいのではないかと委員さんの意見もありましたが、ホールの形状なども影響してきますので、今後の検討課題とっております。

委員長 他にご質問はございませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは、次の報告事項の説明を求めます。

文化財課長 報告事項6点目「大分市指定有形文化財の新規指定について」ご報告申し上げます。

1月10日に開催いたしました本年度第2回の大分市文化財保護審議会において、「伝名辺山谷出土銅矛」について新たに市指定有形文化財として答申が出されましたので、ご報告いたします。

本銅矛は、大分市歴史資料館の所蔵でありまして、江戸時代の終わりごろに現在の大分市木田の名辺山谷から掘り出されたという記録がございます。

本銅矛は入念に仕上げられた「中広形銅矛」とよばれるもので、今からおよそ2000年前、弥生時代の中ごろから終わりごろにかけて作られたと考えられます。また、国指定重要文化財の佐賀県検見谷（けんみだに）や国宝の島根県荒神谷の銅矛に形が似ていることや、福岡県春日市周辺より出土する銅矛にも似ていることから、北部九州で作られたものと考えられます。

銅矛の節帯（せったい）と呼ばれる柄の部分継ぎ足して長く見せており、銅矛の形式変化の状況をうかがうことができます。

お手元の写真資料をごらんください。銅矛の刃の下の部分に刃こぼれが見られます。これは、刃こぼれのある側を上にして土に埋めて納められていたことを示しております。

大分県は、福岡県、長崎県対馬に次いで、埋納銅矛が多い地域でございます。銅矛は本来、長い柄の先に取り付け、武器として使用されたものですが、弥生時代の銅矛は祭りの道具として使用され、大分市でも北部九州で作られた銅矛を使用した祭りが取り入れられたことが伺えます。

本銅矛は学術的な価値が高く、かつ大分市における弥生文化を考えるうえで重要な資料でございます。

これで市指定文化財は74件となり、国・県指定を含め大分市内の指定文化財は196件となります。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは、次の報告事項の説明を求めます。

文化財課長 報告事項7点目「府内城城下町散策ルートマップについて」ご報告申し上げます。

本ルートマップは、大分駅周辺地区都市再生整備事業(旧まちづくり交付金) 都市博物館モデルルート策定事業の一環として作成したものです。

事業にあたっては、平成20年度から24年度にかけて、江戸時代の府内城下町と重なる市中心部に、江戸時代の「旧町名を記したプレート」を63枚、「歴史的エピソードを記した案内板」を8基設置しました。

本年度は、事業最終年度にあたりますことから、これらのプレ

ート及び案内板の位置を示した「府内城下町散策ルートマップ」を作成しました。

マップの作成にあたっては、広く市民の意見を反映し活用頂くため、3回に渡るワークショップを開催しました。ワークショップでは、実際に現地を歩いた上、府内町の魅力を抽出し、散策目的を整理し、最終的に4つの散策ルートが提案されました。

完成したマップは、大分駅の観光案内所や府内城跡をはじめとして、公共施設・商業施設・学校等に配布し、本市を訪れた観光客はもちろんのこと、学校向けの学習教材・健康づくりのためのウォーキング・まちなかで開催されるイベント等に活用します。

今回完成したマップを手に町を散策していただくことで、中心市街地に残る江戸時代の府内のまちのおもかげを再発見し、当時の賑わいや、まちの歴史をより身近に感じていただければと考えています。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは、次の報告事項の説明を求めます。

文化財課長 報告事項8点目「戦国時代三都市講演会について」ご報告申し上げます。

文化財課では、この1年間、大友氏と豊後府内の歴史に関するさまざまな講演会を開催してまいりましたが、2月8日と3月1日に赤レンガ館において実施しましたこの講演会が、今年度最後の取り組みとなります。

この講演会は、文化庁補助事業「おおいたのクリシタン・南蛮文化遺産活用・発信プロジェクトin大分市」の一環であり、「戦国

時代三都市講演会～府内・臼杵/博多/山口～」と題し、県内外から6名の講師を招いて講演を行いました。第一回の講師は、山口市史編さん室長の古賀信幸さん、福岡市埋蔵文化財センター長の大庭康時さん、九州大学人文科学研究院教授の佐伯弘次さん。第二回は、愛知県立大学教授の山村亜希さん、臼杵市教育委員会の神田高士さん、そして本市文化財課の高嶋豊です。講師の先生方には、戦国時代に貿易港として発展した博多、大友氏と姻戚関係にある大内氏が治めた山口、これらの都市にいまも残る文化やまちの特色について紹介いただくとともに、大友氏や豊後府内との関連についてお話いただきました。

当日の参加者は第一回が151名、第二回が170名で、会場がほぼ満員となるほどの盛況でございました。これまでの講演会は、大友宗麟という人物に焦点を当てたものが多かったと思いますが、今回は“戦国時代の都市”に焦点を当てた講演であり、これまでと一味違った視点から大分の歴史を知っていただけたものと思っております。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは、次の報告事項の説明を求めます。

副館長兼・ 報告事項9点目「平成25年度美術品収集について」ご報告申
美術振興課長 し上げます。

「大分市美術館 収蔵作品点数」につきましては、収蔵作品をジャンル別、収集方針別に区分して表示しています。

購入は、日本画9点、洋画1点、版画36点など計51点、寄贈は、日本画10点、洋画48点、版画1点など72点、合計1

23点収集いたしまして、収蔵作品は、3,001点でございます。

「平成25年度美術品収集リスト」につきましては、作品ごとに、ジャンル、作家名、作品名、取得価格などを記載しています。

購入作品は51点で、購入総額は、22,585,000円、寄贈作品は72点で、評価額といたしまして総額、22,655,000円です。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 他に何かありませんか。

美術振興課長 「大分・武漢合同美術展」「第48回大分市美術展」について
(お知らせ)

委員長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは次に、教議第6号「平成25年度3月補正予算について」を議題といたします。本議案並びに教議第7号、教議第8号、教議第9号、教議第10号、教議第11号の議案審議は秘密会といたします。

(教議第6号「平成25年度3月補正予算について」、教議第7号「平成26年度当初予算について」、教議第8号「平成26年度大分市高等学校修学支援奨学生決定について」、教議第9号「県費負担教職員の処分の内申について」、教議第10号「県費負担教職員の処分について」及び教議第11号「大分市公民館長の任命について」については、原案のとおり決定する。)

委員長 他に何かありませんか。

次長兼 教育総務課長 次回の教育委員会及び3月、4月の教育委員会の日程、卒業式・入学式等の日程および大分県市町村教育委員会連合会総会につきまして日程の調整をお願いいたします。

前回の本委員会でお伝えしました、臨時の教育委員会は、3月12日（水）午前8時30分～をお願いいたします。

3月の定例教育委員会は、3月27日（木）午後3時～をお願いいたします。

4月の定例教育委員会は、4月28日（月）午後3時～をお願いいたします。

なお、3月下旬に「教育委員会職員の人事異動について」臨時の教育委員会を予定しております。日程がはっきりと決まりましたら、ご連絡いたしますので、よろしくをお願いいたします。

卒業式、入学式等の日程につきましては、今お配りしております別紙のように調整させていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

大分県市町村教育委員会連合会の総会を6月6日（金）に、津久見市の市民会館で予定しております。理事会は、午前11時から、また、総会は午後1時から予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。詳細の日程につきましては、決まり次第お知らせいたします。

以上でございます。

全委員 （了承）

委員長 他に何かありませんか。

全委員 （なしとの声）

委員長 これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

（午後 5時 26分 閉会）